

委員 限 り
資 料 B

平成26年度

# 政治資金監査実務に関する フォローアップ研修資料

(実務向上研修)



政治資金適正化委員会

## ( 目 次 )

I. 政治資金監査の質の向上 ～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～	1
II. 政治資金監査に関するQ & Aの改定	
1. 改定の目的	2
2. 改定の概要	2
3. 主要な改定の背景（「取りまとめ」）について	3
4. 主な事項の新旧対照表	3
III. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の留意事項 ～研修テキスト解説部分の重点説明～	6
IV. 平成24年分政治資金収支報告の概要	
1. 収支報告書の提出状況	32
2. 全体の収支の概況	33
V. 平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要	
1. 政治資金監査の結果	35
2. 政治資金監査報告書の記載状況等	36
VI. 政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点	
1. 「あて名」等に関する記載	38
2. 「1 監査の概要」に関する記載	40
3. 「2 監査の結果」に関する記載	43
4. 「3 業務制限」に関する記載	53
5. その他	53
6. その他の提出書類関係	54
7. チェックリストの活用	55
VII. 政治資金適正化委員会ホームページ	56
VIII. 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（平成26年3月）－抜粋－	
1. 概要	57
2. 「1 登録政治資金監査人の登録及び研修等」	59
3. 「3 政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する研修及び指導・助言のあり方～」	63
4. 「4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項 (7)業務制限の範囲」	67

# 1. 政治資金監査の質の向上

## ～政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

政治資金監査報告書について、政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたとするものの割合が、年々増加。

平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分
91.2%	95.0%	96.1%	<u>96.5%</u>

政治資金監査の適確な実施が、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

一方、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきだった収支報告書の誤記が散見される状況。

○選挙管理委員会からの意見（例）

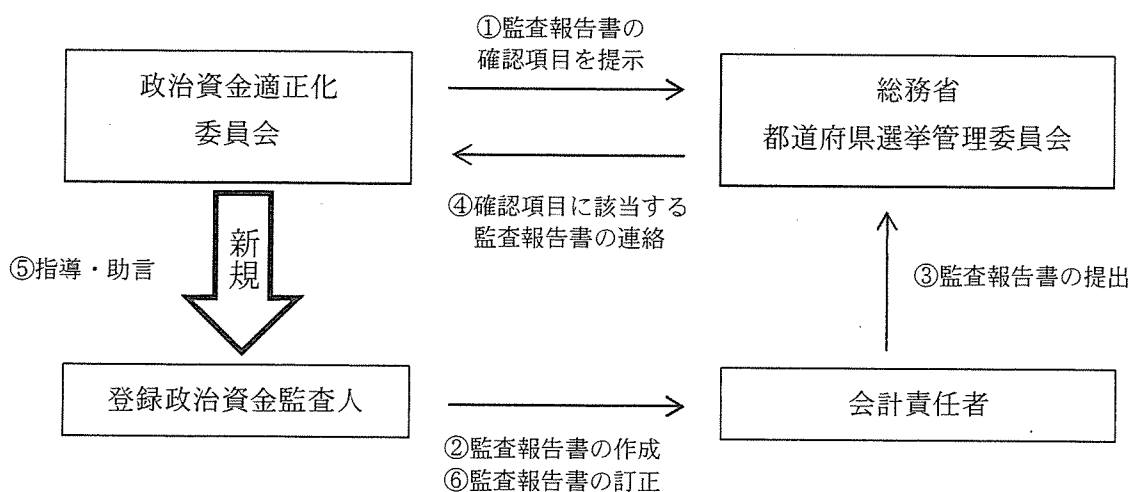
- ・ 政治資金監査報告書の記載例が旧記載例のままである。
- ・ 表間突合の誤りや政治資金監査報告書の内容と収支報告書の内容の不一致がある。



総務省及び都道府県選挙管理委員会から、収支報告書や政治資金監査報告書の誤記等について、当委員会へ報告するよう協力を依頼し、その報告に基づき、登録政治資金監査人に対して個別に指導・助言を行う。

これにより、翌年以降の政治資金監査の適確な実施及びそれに伴う政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上を期待。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）>



## II. 政治資金監査に関するQ & Aの改定

### 1. 改定の目的

「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（平成26年3月）」を踏まえ、「政治資金監査に関するQ & A」の追加・改定を行い、併せて、質疑応答の掲載順についても見直しを行った。また、「収支報告書の記載方法に係る基本的な方針」に係る資料を充実させ、より実務に資する内容とした。

### 2. 改定の概要

- 業務制限についての検討を踏まえ、Q & Aを改定・追加したもの

#### 【改定】

- 新II-4 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査（旧II-7）
- 新II-6 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査（旧II-4）
- 新II-7 確定申告を受託している税理士による政治資金監査（旧II-5）

#### 【追加】

- 新II-5 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

- 振込明細書の取扱いに係る政治資金規正法施行規則の改正を踏まえ、「振込明細書に支出の目的が記載されている場合」について、取扱いを変更するものではないが、Q & Aの表現を明確化し統一を図ったもの

- 新V-13 公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い（旧V-41）
- 新V-33 郵便局の払込票兼受領証（旧V-13）
- 新V-35 振込明細書に係る支出目的書がない場合（旧V-32）
- 新V-36 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書（旧V-40）
- 新V-37 会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合（旧V-42）

- 政治資金監査マニュアルの改定（平成25年6月）及び「取りまとめ」を受けて、Q & Aを追加したもの

- 新VIII-1 政治資金監査を適確に実施するための参考資料等

- 時限的な措置であるため、Q & Aから削除したもの

- 旧VII-11 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法

### 3. 主要な改定の背景（「取りまとめ」）について

「取りまとめ」における業務制限の範囲についての検討結果は、以下のとおり。

#### ●総論

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は外形的・定型的な確認である。このような基本的な性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。

その一方で、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示された。

これらの考えを踏まえ、取り上げた事例ごとに個別に検討した結果、以下の事例について、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると結論づけられた。

- A 国会議員の確定申告を担当している者である場合
- B 同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等である場合
- C 国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である場合

### 4. 主な事項の新旧対照表

改定前	改定後
<p>II-7 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査</p> <p>Q 登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>A 公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p>	<p>II-4 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査</p> <p>Q 登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>A 登録政治資金監査人又はその配偶者が公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</p> <p>ただし、政治資金監査の対象となる収支報告書に係る年に当該候補者の出納責任者であった者については、当該国会議員関係政治団体と密接に連携して活動している場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p>

<p><b>【新規】</b></p>	<p><b>II-5 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査</b></p> <p>Q 特定の国会議員の後援会の代表者が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>A 登録政治資金監査人又はその配偶者が、ある国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体甲の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「代表者又は会計責任者等」という。）である場合に、同一の候補者に係る他の国会議員関係政治団体乙の政治資金監査を行うことは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</p> <p>ただし、甲の代表者又は会計責任者等である登録政治資金監査人は、乙と密接に連携して活動を行っている場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかにあります。</p>
<p><b>II-4 後援会役員による同一の代表者を持つ他団体の政治資金監査</b></p> <p>Q 特定の国会議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。</p>	<p><b>II-6 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査</b></p> <p>Q 特定の国会議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。</p> <p>なお、代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者である場合については、II-5をご参照ください。</p>

<p>II-5 確定申告を受託している税理士による政治資金監査</p> <p>Q 登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。</p> <p>A <u>お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限に該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。</u></p>	<p>II-7 確定申告を受託している税理士による政治資金監査</p> <p>Q 登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。</p> <p>A <u>登録政治資金監査人又はその配偶者が国会議員に係る公職の候補者の確定申告について受託していることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</u>  <u>ただし、当該候補者の確定申告を行っている場合は、当該候補者と経済的な利害関係を有していることから、当該国会議員関係政治団体と直接の関係はないものの、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</u></p>
<p>【新規】</p>	<p>VIII-1 政治資金監査を適確に実施するための参考資料等</p> <p>Q <u>政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するために有益なツールや参考資料として、どのようなものがあるか。</u></p> <p>A <u>政治資金監査は政治資金監査マニュアルに基づいて行うことが法律上求められており、まずはその内容を十分に把握することが重要です。その上で、政治資金監査チェックリストを活用して監査事項を確認すること、また、政治資金監査報告書チェックリストを活用して政治資金監査報告書を作成することにより、政治資金監査に係る一連の業務を遺漏なく実施できますので、両チェックリストをご活用ください。</u>  <u>なお、その他の参考資料についても、本Q&amp;Aの巻末にURLが掲載されておりますのでご参照ください。</u>   <u>また、参加費無料で行われるフォローアップ研修において、政治資金監査の実務における留意点等を説明していますので、積極的にご参加ください(開催情報は当委員会ホームページに掲載しておりますので、巻末のURLをご参照ください)。</u></p>

# Ⅲ. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の留意事項

## ～研修テキスト解説部分の重点説明～

---

### Ⅰ. 政治資金監査の目的

---

#### 3. 政治資金監査の基本的性格

8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。
  - ・ 政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。
  
9. 政治資金監査は、職業的専門家が行うものである。
  - ・ 政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士である。それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。加えて、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了することが要件とされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとするのが期待される。



- ・ なお、この政治資金監査は、公認会計士の行う監査証明業務に該当しないものである。したがって、政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、意見表明を求めるものではない。
10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。
- ・ 政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の用途の妥当性を評価するものではない。
  - ・ 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正性を確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類は現物を確認しなければならない。
11. 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に基づき行われるものである。
- ・ 政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との双方の当事者間の契約に基づいて行われる業務であり、政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査を効率的かつ効果的に行うためには、一連の政治資金監査手続において会計責任者の協力が不可欠であり、また、円滑な政治資金監査の実施は当該国会議員関係政治団体にとっても有益である。
  - ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない。他方、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。各当事者は、相互信頼に基づいて、それぞれの義務を果たすことが期待される。

(研修テキスト 28頁)

### 形式的な審査との違い

政治資金監査においては、

- ① 外部性を有する第三者、かつ職業的専門家である登録政治資金監査人が、国会議員関係政治団体の内部書類である会計帳簿や領収書等を含め確認を行うこと。
- ② 会計帳簿及び収支報告書と支出の裏付けとなるすべての領収書等とを突合する全数調査により実施すること。
- ③ 原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で実施するとともに、収支報告書及

---

び会計帳簿等の関係書類については、写しでなくその現物を確認すること。  
等により、収支報告書を提出する前の段階で支出内容の不明確さを排除することが可能となる  
ものであり、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと  
期待されている。

さらに、政治資金規正法上、記載が求められていない領収書等のあて名、収支報告書に明細  
を記載することを要しない人件費の支出の状況、書面監査（政治資金規正法第19条の13第  
2項各号に掲げられた事項についての収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の確認）において  
発見した関係法令上の問題点の確認等、政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査の信  
頼性を高めるため、形式的チェックにとどまらない内容についても踏み込んで確認することと  
している。

---

#### 4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け

12. 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって  
の具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保  
と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、こ  
の政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが求められる。

（研修テキスト 29頁）

---

#### 政治資金監査マニュアルの政治資金規正法上の位置付け

---

【参照条文】

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第19条の13（略）

2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指  
針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書  
が保存されていること。

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されて  
おり、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書  
等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されてい  
ること。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

3～6（略）

---

政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）

---

---

---

第12号様式の4（第14条の2の2関係）

（備考）

3 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

---

---

---

## II. 登録政治資金監査人

---

### 1. 登録政治資金監査人の資格

#### (2) 業務制限

6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。
- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者又はその配偶者
  - ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
  - ・ 2号団体にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者

(研修テキスト 31頁)

#### 「公職の候補者」とは

公職とは、公職選挙法第3条に規定する公職、すなわち、衆議院議員、参議院議員（並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職）をいい、公職の候補者には、これらの候補者のほか、候補者となろうとする者及び現職の国会議員も含まれる。

【参照条文】

(定義等)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により候補者として届出があつた者、同法第86条の2若しくは第86条の3の規定による届出により候補者となつた者又は同法第86条の4の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者となろうとする者及び同法第3条に規定する公職にある者を含む。）をいう。

5 (略)

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

(公職の定義)

第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

---

### Ⅲ. 国会議員関係政治団体

#### 2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

4. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出しなければならない（法第19条の14）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではない（法第25条第1項第1の2号）。

(研修テキスト 36頁)

#### 収支報告書の提出先及び提出期限

政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出先は、以下のとおりである。

- (1) 1つの都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党支部を含み、政党本部及び政治資金団体を除く。（2）において同じ。）

→ 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会

- (2) 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の区域において、主としてその活動を行う政治団体

→ 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

- (3) 政党本部及び政治資金団体

→ 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

また、収支報告書の提出期限は、以下のとおりである。

	国会議員関係政治団体 (※1)	国会議員関係政治団体 以外の政治団体
通常の場合（12月31日現在で提出する場合）	翌年5月末まで	翌年3月末まで
選挙の場合（※2）	翌年6月末まで	翌年4月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から 60日以内	解散等した日から 30日以内

(※1) 収支報告書に記載すべき収入又は支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含む。

(※2) 翌年1月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいう。

【参照条文】

法第19条の10による読替後の法第12条

(報告書の提出)

第12条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、6月以内)に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

2～4 (略)

法第19条の10による読替後の法第17条

(解散の届出等)

第17条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から60日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第12条第1項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2～4 (略)

### 収支報告書に併せて提出すべきもの

収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書等の写し、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書(いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの)  
(振込明細書に支出の目的が記載されているとき(会計責任者による追記も差し支えない。)は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。)
- ・ 政治資金監査報告書

## IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

### 2. 調査方法

3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこと。

(研修テキスト 41頁)

#### 国会議員関係政治団体の主たる事務所

国会議員関係政治団体の主たる事務所とは、法第6条第1項の規定により、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届出があったものである。

4. 政治資金監査においては、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、その現物を確認しなければならないこと。したがって、領収書等についても、領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならないこと。

(研修テキスト 42頁)

#### 現物の確認

平成19年の法改正の契機となった、政治資金をめぐる一連の問題の中で、領収書等を改ざんした上で複写し、経費を多重計上する事例等があったことから、政治資金監査においては、領収書等を含め、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の現物を確認することとしたものである。

## V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

### 2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

#### (1) 領収書等の記載事項の確認

7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）を確認する必要があること。

(研修テキスト 49頁)

#### 振込みの方法により支出をした場合

振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、振込明細書に係る支出目的書）を作成することとされている。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

#### ○公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い

コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行事業者が代理受領契約を結んでいるため、コンビニエンスストアは請求書発行事業者の代理人となる。このため、コンビニエンスストアが支払いを受領したことは、請求書発行事業者が支払いを受領したことになり、コンビニエンスストアが発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

金融機関において公共料金等を支払った場合は、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、上述のコンビニエンスストアの場合と同様、当該金融機関が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

また、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいない場合であっても、当該金融機関が作成した振込明細書で支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、当該振込明細書の写しを提出することをもって収支報告書と併せて提出しなければならない書面を提出したこととなり、当該振込明細書に係る支出目的書を作成する必要はない。

(注) 上記中「公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い」については「政治資金監査に関するQ & A」（改定前V-41）を引用しているところであるが、平成26年6月公表の改定版では、表現の一部が変更されている（改定後V-13）。内容は表現を明確化し統一を図ったもので、取扱いに変更はない。



### (3) 高額領収書等のあて名等の確認

10. 法の規定上、領収書等のあて名は記載事項とされていないが、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているかを確認すること。

(研修テキスト 51頁)

#### 高額領収書等のあて名の確認

法の規定上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載を必要としており、あて名の記載は求められていない。しかしながら、①国会議員関係政治団体において、あて名を備えた領収書等の徴収が徹底されれば、法改正の契機ともなった一連の領収書問題の防止効果が期待できること、また、②あて名について確認しないとした場合に、国会議員関係政治団体あてに発行されたものとは社会通念上考えられないような領収書等を見逃しているということになれば、政治資金監査の信頼性が確保できないこと等から、高額領収書等のあて名についても併せて確認することとする。

11. あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること。

(研修テキスト 51頁)

#### あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等

法の規定上、領収書等のあて名の記載が求められていない中で、あて名の記載不備を理由に領収書等として認めないという取扱いとすることは適当ではないため、あて名のないものや「上様」と記載されたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして認めた上で、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言することとする。

15. 高額領収書等のうち、以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認すること。

(例)

- ・ 明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合
- ・ 同一の発行者で、数種類の様式の領収書等がある場合
- ・ 一般の大法人が発行する領収書等で、市販されている領収書等を使用している場合
- ・ 氏名・名称や住所など発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧（発行企業名が不正確なもの、番地まで記載されていないもの等）である場合

### 領収書への印紙の貼付漏れについて

領収書等の記載事項を確認する中で、貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合は、受け取り金額が3万円以上の領収書を受け取る際には、印紙の貼付の有無を確認するよう指摘することも想定される。

(注)現在の取扱いは平成25年3月の印紙税法の改正により、領収書への印紙の添付義務は5万円以上となっている。

#### ○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年三月三十日法律第五号）

第五条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の非課税物件の欄中「三万円」を「五万円」に改める。

附則（平成二五年三月三〇日法律第五号）抄  
（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第五条の規定による改正後の印紙税法別表第一第十七号の規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同号に掲げる金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税について適用し、同日前に作成される同条の規定による改正前の印紙税法別表第一第十七号に掲げる金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税については、なお従前の例による。

### 「一般の大法人」とは

一般の大法人とは、資本金や出資金の額にかかわらず、全国的又は当該地域において一般に広く知られた法人をいうものであり、このような法人が自前の領収書等を使用せず、市販の領収書等を使用することは通常考えがたいものであること。

#### (4) 会計帳簿の必要記載事項の確認

16. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。
17. 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

「会計帳簿の必要記載事項」とは

会計帳簿の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日をいう。

【参照条文】

(会計帳簿の備付け及び記載)

第9条 政治団体の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第15条を除き、以下同じ。)(会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第12条、第17条、第19条の11、第19条の13及び第19条の16において同じ。)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第1項及び第12条第1項第2号において同じ。)並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2 (略)

18. 支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認すること。

また、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類(以下「領収書等に係る請求書等」という。)が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。

なお、上記により確認がなされた必要記載事項の記載不備がある領収書等について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきであること。

また、領収書等に係る請求書等についても、領収書等の記載事項を補足するものとして、保存し、写しを提出することとしても差し支えない。

**当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書等の書類**

領収書等に記載された支出に係る請求書、納品書、見積書、利用代金明細書、クレジットカードの月次利用明細書等、一般的な商慣習上、領収書等に記載された支出に関して発行される書面をいう。これらの書面は、支出を証していないことから、法の規定上の領収書等には該当しないが、必要記載事項の記載不備がある領収書等と併せて、支出の状況について確認することができる。

なお、必要記載事項の記載不備がある領収書等と当該領収書に係る請求書等を併せて確認し、会計帳簿の記載事項と整合的であると判断される場合とは、支出の目的、金額及び年月日の3事項のうち領収書等に記載されていない事項について、当該領収書等に係る請求書等から確認できる場合を指し、例としては以下のような場合が考えられる。

- ・ 領収書等の但書き欄に何も記載されていないが、当該支出に係る請求書に「〇〇代」との記載がある場合
- ・ 領収書等には支出の年月日のうち年が記載されていないが、当該支出に係る納品書に支出の年が記載されている場合

19. 人件費については、上記 17. 及び 18. の例による会計帳簿と領収書等との突合により、又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認し、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

**「人件費」とは**

【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

- ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

**政治資金監査において会計帳簿に記載された人件費と突合を行う書面**

- (1) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する。
- (2) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合で、振込みの方法による支出であって振込明細書があり、振込明細書に係る支出目的書が作成されているときは、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と突合する。

それ以外のときは、「貸金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等」と突合する。

---

○賃金台帳とは

労働基準法上、使用者に調製が義務付けられているもので、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額等を記入したものをいう。

○源泉徴収簿とは

所得税の源泉徴収や年末調整等の事務を正確かつ能率的に行うために、一人一人の申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各個人ごとに記録しておくために国税庁が示しているものをいう。

【参照条文】

労働基準法（昭和22年法律第49号）

（賃金台帳）

第108条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象とはされていないところではあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等や振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

なお、これらの突合すべき書面がない人件費については、その件数と総額を政治資金監査報告書に記載することとなる。

---

20. 会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。

- ・ 支出を受けた者の住所の記載が領収書等にないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合
- ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されている場合
- ・ 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。

## 支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱い

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱いについては、以下の点について留意すること。

### (1) 住所の特定が困難な場合について

領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない等の理由により、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が外形的に明らかでない場合であっても、政治団体の会計責任者は、法の規定に基づき、可能な範囲で調査の上、住所の記載に努めることが求められている。

しかし、コインパーキングや個人タクシーに係る支出など、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が事実上又は社会通念上、特定することが困難であると客観的に判断される場合には、住所不明である旨又は一部を省略した住所を記載することもやむを得ず、この場合政治資金監査においては記載不備とは扱わない。

### (2) 主たる事務所の所在地について

支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、政治資金監査の外形的・定型的な性質を踏まえると、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない。

### (3) 住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合について

会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合には、当該書面に記載された支出を受けた者の住所を確認できたときは、政治資金監査においては記載不備とは扱わない。

ただし、法の規定上、会計帳簿の備考欄には、すべての支出について、当該支出を受けた者の住所が記載されていることが必要であるから、別添の書面に記載のある場合であっても、当該支出を受けた者の住所を会計帳簿の備考欄に転記しておかなければならない。

(例)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
⋮					
(2) 光熱水費	ガス料金	8,095	HO. 5.24	〇〇ガス	住所は別添書面に記載 東京都千代田区麹町〇-〇-〇
(3) 備品・消耗品費	事務用品代	1,080	HO. 11.30	〇〇ストア	
⋮					
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	コインパーキング駐車代	1,200	HO. 6.20	〇〇パーク	東京都港区赤坂以下不明
⋮					
	タクシー代	1,680	HO. 10.21	〇〇タクシー	住所不明 (個人タクシーのため)
⋮					
(4) 調査研究費	書籍購入費	3,853	HO. 2.3	〇〇 Book Store	アメリカ合衆国ニューヨーク州以下不明
⋮					
支出の総額					

21. 会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認すること。

(研修テキスト 58頁)

### 会計帳簿の種類、様式及び記載要領

会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定めるとされており（法第9条第2項）、省令において、補助簿、日計表の類を使用することも認められている。

#### 【参照条文】

（会計帳簿の備付け及び記載）

#### 第9条（略）

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

#### 政治資金規正法施行規則（抄）

#### 2 支出簿

(1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

### 3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

25. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

（研修テキスト 59頁）

#### 「収支報告書の必要記載事項」とは

収支報告書の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出について、その総額及び支出項目別の金額並びに人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日をいう。

#### 【参照条文】

法第19条の10による読替後の法第12条

（報告書の提出）

第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費（第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出（1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 （略）

2～4 （略）

（研修テキスト 59頁）

#### 収支報告書等の記載方法等に関する見解

（参考資料 Ⅲ.）平成20年度第8回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法等に関する見解」及び平成21年度第1回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）」等を参照すること。



26. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。

（研修テキスト 60頁）

#### 収支報告書の「支出に係る分」とは

収支報告書の支出に係る分とは、以下に掲げるものをいう。

- ・ 様式（その2） 収支の状況の「1 収支の総括表」の「支出総額」欄
- ・ 様式（その13） (1) 支出の総括表
- ・ 様式（その14） (2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳
- ・ 様式（その15） (3) 政治活動費の内訳
- ・ 様式（その16） (4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

#### 4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項

##### (1) 一般的事項

28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かった支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」という。）を作成しなければならないこととされている（法第19条の11第1項）。

（研修テキスト 60頁）

#### 領収書等を徴し難い事情がある場合の提出書面

国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難い事情があったもののうち、収支報告書に支出の明細を記載した支出については、当該支出に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書（振込明細書に係る支出目的書を作成した場合は、振込明細書に係る支出目的書及び当該振込明細書の写し。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要。）を収支報告書に併せて提出する必要がある。

## VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

### 2. ヒアリング事項

6. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならないこと。

(研修テキスト 64頁)

#### 会計責任者等に対するヒアリングの対象者

会計責任者等に対するヒアリングは、書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったもの等について、その支出の実体を国会議員関係政治団体側に確認するものである。

したがって、これらの支出について最終的な責任を有する会計責任者本人に対してヒアリングを行うことを原則とし、会計責任者の職務を補佐する者が登録政治資金監査人からの質問に回答する際にも、会計責任者本人の立会いが求められるものである。

なお、会計責任者が病気であるなど、会計責任者本人へのヒアリングが現実的に困難な事情がある場合等は、会計責任者の職務代行者に対してヒアリングを行うこともやむを得ないものである。

#### (1) 会計処理方法

8. 国会議員関係政治団体の会計処理方法については、以下に掲げる事項をヒアリングで確認すること。
- ・ 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。
  - ・ 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。
  - ・ 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。
  - ・ 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。
  - ・ 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。

(研修テキスト 64頁)

#### 会計責任者の事務の引継ぎ

会計責任者の事務の引継ぎとは、政治団体の会計責任者の責務の重要性にかんがみ、前任者から後任者への事務の引継ぎが確実に行われるように、前任の会計責任者に対し引継義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性を保持し、もって会計経理の公明と公正を図ろうとするものである。

【参照条文】

(会計責任者の事務の引継ぎ)

- 第15条 政治団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から15日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。
- 2 (略)
- 3 前2項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければならない。

(2) 支出項目の区分の分類

10. 会計帳簿の支出項目の区分の分類については、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めること。

(研修テキスト 65頁)

**支出項目の区分の分類**

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

(参考資料 IV.) 平成21年度第2回政治資金適正化委員会資料「支出項目の区分の分類について」を参照すること。

(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

16. 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。
- ・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）
  - ・ 他の政治団体に対する支出
  - ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

**「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは**

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となったものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書への印紙の貼付漏れ  
受け取り金額が3万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）
- ・ 人件費関係の書類の不備  
使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
- ・ 事務所の借料損料の取扱い  
会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合
- ・ 政治資金監査報酬の取扱い  
政治資金監査報酬が記載されていない場合

**【参照条文】**

政治資金規正法施行規則（抄）

エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(注) 現在の取扱いは平成25年3月の印紙税法の改正により、領収書への印紙の添付義務は5万円以上となっている。

19. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

(研修テキスト 68頁)

**「公職選挙法に抵触する支出」とは**

公職の候補者は、当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、名義を問わず、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第1項）。

また、公職の候補者以外の者であっても、公職の候補者を寄附の名義人として当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第2項）。

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選

---

学区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは禁止されている（公職選挙法第199条の5第1項）。

【参照条文】

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。

3・4 （略）

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）をする場合は、この限りでない。

2～4 （略）

## VII. 政治資金監査報告書

### 1. 政治資金監査報告書の記載事項

16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。

- ・ 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合、記載例（１）の例によること。ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例（４）の例によることが望ましいものであること。
- ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（２）の例によること。
- ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（３）の例によること。

① 領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されず、書面監査において支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（３）の（別記）（１）の例によること。

② 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、件数及び総額を明らかにした上、記載例（３）の（別記）（２）の例によること。

③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例（３）の（別記）（３）の例によること。

また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（３）の（別記）（１）～（３）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

### 会計帳簿等の関係書類の記載方法について

記載例(1)～(3)のいずれかの例による場合、監査報告書中「2 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

- ・ 「2 監査の結果(1)」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。

なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載しても差し支えないこと。

(例) 領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)が存在しなかった場合

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- ・ 「2 監査の結果(3)」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。
- ・ 「2 監査の結果(4)」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。

17. 政治資金監査報告書の業務制限は、登録政治資金監査人が法第19条の13第5項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載するものであること。また、政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、同様の関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましいものであること。

### 政治資金監査報告書の「業務制限」における使用人等の取扱い

法は、登録政治資金監査人本人について業務制限を設けているのみであって、政治資金監査業務を補助する使用人等については、何ら制限を設けていないところである。

しかしながら、政治資金監査においては、「I. 3. 政治資金監査の基本的性格」にあるように、外部性の確保が重要であり、使用人等についても登録政治資金監査人が業務を制限される場合と同様の関係を有しない場合は、その旨も明らかにすることにより、政治資金監査の外部性がより明確に示されるものであるため、これを政治資金監査報告書に記載することが望ましいとしたものである。

---

## VIII. その他の留意事項

---

### 1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用

#### (1) 政治資金監査チェックリスト

1. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。

#### (2) 政治資金監査報告書チェックリスト

2. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することが望ましいものであること。

(研修テキスト 86頁)

---

#### 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト

---

(参考資料 I.)「政治資金監査チェックリスト」及び(参考資料 II.)「政治資金監査報告書チェックリスト」を参照すること。なお、関係士業団体においてもチェックシートが示されているところであること。

---

### 2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

3. 領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。

(研修テキスト 86頁)

---

#### 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

---

収支報告書の提出後に生じた事情とは、以下のとおりである。

- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合
- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合



---

---

また、収支報告書の提出後に生じた事情により、事情変更後の支出全体の状況又は収支報告書の訂正内容について、会計責任者等から登録政治資金監査人が確認を求められた場合は、通常の政治資金監査と同様の方法により確認を行い、その結果については「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

---

---

(研修テキスト 87頁)

---

---

**収支報告書の提出後に生じた事情とその対応に関する見解等**

---

---

(参考資料 V.)「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照すること。

---

---

## IV. 平成24年分政治資金収支報告の概要

### 1. 収支報告書の提出状況

総務大臣届出分+都道府県選管届出分

区 分			届出団体数 A	提出団体数 B	提出率 B/A(%)
政党等	政 党	平成24年	8,907	8,622	96.8
		平成23年	8,930	8,671	97.1
	政 党 本 部	平成24年	13	13	100.0
		平成23年	12	12	100.0
	政 党 支 部	平成24年	8,894	8,609	96.8
		平成23年	8,918	8,659	97.1
	うち国会議員 関係政治団体	平成24年	1,214	1,179	97.1
		平成23年	988	977	98.9
	政 治 資 金 団 体	平成24年	5	5	100.0
		平成23年	5	5	100.0
	小 計	平成24年	8,912	8,627	96.8
		平成23年	8,935	8,676	97.1
そ の 他 の 政 治 団 体	平成24年	55,207	50,452	91.4	
	平成23年	58,816	53,414	90.8	
	うち国会議員 関係政治団体	平成24年	2,413	2,311	95.8
		平成23年	2,097	2,012	95.9
合 計	平成24年	64,119	59,079	92.1	
	平成23年	67,751	62,090	91.6	
	うち国会議員 関係政治団体	平成24年	3,627	3,490	96.2
		平成23年	3,085	2,989	96.9

(注) 1 「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。

2 「政党支部」は、総務大臣届出分であり、都道府県選管届出分は含まれない。

## 2. 全体の収支の概況

### (1) 収入 総務大臣届出分十都道府県選管届出分

区分	本収入	寄附				附			の内				課		前年	合計
		個人	法人 他の団体	政治 団体	計	事業収入	借入金	収入	本部 交付金	支部 交付金	政 交	党 入金	その他 収入	前年		
政 党	24年	163,779	18,444	7,765	6,245	32,457	35,518	4,727	43,566	31,677	7,535	56,364	220,144			
	23年	148,281	19,115	6,546	4,237	29,902	33,590	795	36,295	31,942	6,922	45,750	194,031			
	24年-23年	15,498	-671	1,218	2,008	2,555	1,928	3,932	7,271	-265	613	10,615	26,113			
	対前年比	110.5	96.5	118.6	147.4	108.5	105.7	594.5	120.0	99.2	108.9	123.2	113.5			
政 党	24年	83,405	16,984	7,736	4,685	29,407	4,957	757	42,054	1,095	26,942	110,347				
	23年	74,352	18,276	6,544	2,821	27,646	4,246	795	34,603	1,541	27,549	101,901				
	24年-23年	9,053	-1,293	1,192	1,863	1,762	711	-38	7,450	-446	-607	8,446				
	対前年比	112.2	92.9	118.2	166.0	106.4	116.8	95.2	121.5	71.1	97.8	108.3				
党	24年	30,967	3,274	4,547	3,941	11,762	1,535	513	16,385	217	6,178	37,145				
	23年	18,484	2,147	3,225	2,072	7,445	1,385	416	8,488	202	6,158	24,642				
	24年-23年	12,483	1,126	1,322	1,869	4,317	150	97	7,898	15	19	12,503				
	対前年比	167.5	152.5	141.0	190.2	158.0	110.8	123.3	193.0	107.3	100.3	150.7				
等	24年	2,105	121	1,382	302	1,805					300	379	2,484			
	23年	1,960	126	1,320	213	1,659					300	463	2,423			
	24年-23年	145	-5	61	89	145					0	-84	61			
	対前年比	107.4	95.9	104.6	142.0	108.8					100.0	81.8	102.5			
小 計	24年	165,884	18,565	9,146	6,547	34,261	35,518	4,727	43,566	31,677	7,836	56,744	222,628			
	23年	150,241	19,241	7,867	4,450	31,561	33,590	795	36,295	31,942	7,223	46,213	196,454			
	24年-23年	15,643	-676	1,280	2,097	2,700	1,928	3,932	7,271	-265	613	10,530	26,174			
	対前年比	110.4	96.5	116.3	147.1	108.6	105.7	594.5	120.0	99.2	108.5	122.8	113.3			
その 他の 政治 団体	24年	73,045	14,667	12,676	18,526	31,296	17,489	4,547	2,885	306	1,855	64,332	137,377			
	23年	71,669	15,245	15,497	18,486	33,984	16,769	2,496	1,791	1,384	1,855	65,634	137,303			
	24年-23年	1,376	-578	-2,821	40	-2,688	720	2,051	1,094	306	470	-1,302	74			
	対前年比	101.9	96.2	81.8	27,628.9	100.2	104.3	182.2	161.1	皆増	134.0	98.0	100.1			
合 計	24年	21,806	3,611	22	5,852	9,485	8,633	2,514	369	488	10,430	32,236				
	23年	16,145	2,661	0	3,006	5,666	8,580	1,296	8	285	10,581	26,725				
	24年-23年	5,662	950	22	2,846	3,818	53	1,218	361	203	-150	5,511				
	対前年比	135.1	135.7	54,677.5	194.7	167.4	100.6	194.0	4,778.4	171.0	98.6	120.6				
うち 国会 議員 関係 政治 団体	24年	238,929	31,241	9,240	25,073	65,558	53,007	9,274	46,451	31,983	9,690	121,076	360,005			
	23年	221,910	34,738	7,867	22,936	65,545	60,360	3,291	38,086	31,942	8,607	111,848	333,758			
	24年-23年	17,019	-3,497	1,373	2,137	13	2,647	5,983	8,365	41	1,083	9,228	26,247			
	対前年比	107.7	89.9	117.5	109.3	100.0	105.3	281.8	122.0	100.1	112.6	108.3	107.9			
うち 国会 議員 関係 政治 団体	24年	52,774	6,885	4,569	9,793	21,247	10,168	3,026	16,754	705	16,608	69,381				
	23年	34,628	4,808	3,225	5,078	13,111	9,965	1,711	8,495	488	16,739	51,367				
	24年-23年	18,145	2,077	1,344	4,715	8,136	202	1,315	8,259	217	-131	18,014				
	対前年比	152.4	143.2	141.7	192.8	162.1	102.0	176.8	197.2	144.5	99.2	135.1				

(注) 1 政党匿名寄附については、少額のため寄附の内訳には計上していないが、寄附計には含まれている。  
2 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

(2) 支出

総務大臣届出分十都道府県選管届出分

区 分	経常経費						政治				活動				計 ②	うち 本部 交付金	計 ① + ②		
	人件費	光熱水費	備 消耗品費	品 事務所費	計 ①	組 活動費	選 関係費	機関紙誌宣 伝	政治資金そ の他小 計	機 研究費	査 査費	寄 付金	附 その の他	費					
政 党 支 部	24年	28,582	756	3,593	13,425	46,356	13,363	13,208	22,390	6,549	1,058	581	30,579	1,571	47,492	3,666	109,878	43,845	156,235
	23年	28,047	738	3,270	13,058	45,114	10,673	5,992	21,817	7,934	1,016	502	31,268	864	40,232	3,438	92,468	36,435	137,581
	24年-23年	535	18	323	367	1,243	2,690	7,216	574	-1,385	42	80	-689	707	7,259	228	17,411	7,410	18,654
	対前年比	101.9	102.4	109.9	102.8	102.8	125.2	220.4	102.6	82.5	104.1	115.9	97.8	181.3	118.0	106.6	118.8	118.8	120.3
政 党 支 部	24年	20,561	647	3,269	8,154	32,630	9,815	5,963	1,228	5,562	1,042	573	8,405	465	20,307	1,508	46,462	13,597	79,093
	23年	20,127	639	2,986	7,766	31,518	8,591	5,703	984	4,033	1,008	473	6,498	372	21,020	1,171	43,356	13,841	74,874
	24年-23年	433	8	284	388	1,113	1,224	259	244	1,529	34	100	1,907	92	-713	337	3,106	-244	4,219
	対前年比	102.2	101.2	109.5	105.0	103.5	114.2	104.5	124.8	137.9	103.4	121.1	129.3	124.8	96.6	128.8	107.2	118.8	98.2
党 員 支 部	24年	7,658	221	1,917	3,709	13,506	2,351	2,925	884	2,756	376	124	4,140	148	4,010	747	14,320	977	27,826
	23年	6,474	203	1,547	3,138	11,362	1,717	1,699	494	1,109	331	94	2,027	87	2,056	361	6,418	395	17,779
	24年-23年	1,184	18	370	572	2,144	634	2,757	390	1,647	45	30	2,112	60	1,953	386	7,902	582	10,047
	対前年比	118.3	109.0	123.9	118.2	118.9	136.9	173.7	179.1	248.5	113.5	132.0	204.2	168.6	195.0	207.1	223.1	247.5	156.5
等 外	24年	339	4	5	140	488	77	77	3	3	0	0	3	0	1,510	5	1,595	0	2,083
	23年	413	4	4	148	567	74	74	3	3	0	4	6	0	1,391	5	1,476	0	2,044
	24年-23年	-74	0	2	-7	-79	2	2	0	0	0	-3	-3	0	119	0	118	0	39
	対前年比	82.1	100.8	143.7	95.2	86.0	103.0	111.0	106.6	54.1	187.6	108.6	108.0	187.6	108.6	100.0	108.0	108.0	101.9
小 計	24年	28,921	760	3,599	13,565	46,845	13,440	13,208	22,390	6,552	1,058	582	30,582	1,571	49,002	3,671	111,473	43,845	156,318
	23年	28,460	742	3,273	13,206	45,681	10,747	5,992	21,817	7,936	1,016	505	31,274	864	41,623	3,443	93,944	36,435	139,625
	24年-23年	461	18	325	359	1,164	2,692	7,216	574	-1,384	42	76	-692	707	7,379	228	17,529	7,410	18,693
	対前年比	101.6	102.4	109.9	102.7	102.5	125.1	220.4	102.6	82.6	104.1	115.1	97.8	181.8	117.7	106.6	118.7	120.3	113.4
そ の 他 の 政 治 団 体	24年	9,617	503	2,748	6,872	19,740	13,309	2,636	2,051	3,326	2,957	3,087	11,421	784	19,561	4,480	52,192	2,761	71,932
	23年	10,127	618	3,344	8,731	22,820	13,742	1,991	2,644	3,728	2,823	2,897	12,091	750	19,076	1,739	49,389	2,206	72,209
	24年-23年	-510	-115	-597	-1,860	-3,081	-433	645	-594	-91	135	190	-670	34	485	2,742	2,803	554	-278
	対前年比	95.0	81.4	82.2	78.7	86.5	96.9	132.4	77.5	77.5	89.2	104.8	106.6	94.5	104.5	102.5	257.7	125.1	99.6
合 計	24年	3,429	103	992	2,212	6,736	2,587	644	307	1,634	1,561	1,028	4,530	136	4,500	1,325	13,721	146	20,457
	23年	3,246	93	854	2,156	6,349	2,212	17	236	430	1,603	796	3,065	117	3,386	582	9,380	212	15,729
	24年-23年	183	10	138	56	387	374	627	71	1,203	-41	232	1,465	19	1,114	743	4,341	-65	4,728
	対前年比	105.7	110.4	116.1	102.6	106.1	116.9	3,733.8	129.9	379.7	97.4	129.1	147.8	116.2	132.9	227.7	146.3	146.3	120.6
合 計	24年	38,538	1,263	6,346	20,437	66,584	26,749	15,844	24,441	9,878	4,015	3,669	42,003	2,355	68,563	8,151	163,665	46,606	230,250
	23年	38,587	1,360	6,618	21,937	68,501	24,489	7,963	24,461	11,664	3,639	3,402	43,366	1,614	60,699	5,181	143,333	38,642	211,834
	24年-23年	-49	-97	-271	-1,500	-1,917	2,260	7,861	-20	-1,786	176	267	-1,363	741	7,864	2,970	20,332	7,964	18,415
	対前年比	99.9	92.9	95.9	93.2	97.2	109.2	198.5	99.9	84.7	104.6	107.8	96.9	145.9	113.0	157.3	144.2	120.6	108.7
合 計	24年	11,088	324	2,909	5,921	20,242	4,938	3,569	1,191	4,390	1,937	1,152	8,670	284	8,509	2,071	28,041	1,123	48,283
	23年	9,720	296	2,401	5,293	17,710	3,930	186	730	1,539	1,933	890	5,093	205	5,442	942	15,798	606	33,508
	24年-23年	1,368	28	508	628	2,531	1,008	3,384	461	2,850	4	262	3,577	79	3,067	1,129	12,244	517	14,775
	対前年比	114.1	109.4	121.2	111.9	114.3	125.7	1,921.2	163.2	285.2	100.2	129.4	170.2	138.5	156.4	219.8	177.5	185.3	144.1

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合があります。

## V.平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要

### 1. 政治資金監査の結果

- 平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書では、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が引き続き増加（H23年分 96.1% → H24年分 96.5%）しており、国会議員関係政治団体の関係書類等の徴収・作成・保存義務の履行について引き続き改善の傾向。
- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

区 分	H22年分	H23年分	H24年分	増減(対H23)
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	95.0%	96.1%	96.5%	+ 0.4ポイント
(2) 不備を指摘したもの	5.0%	3.9%	3.5%	▲ 0.4ポイント
イ 会計帳簿に記載不備があったもの	0.9%	0.9%	1.0%	+ 0.1ポイント
ロ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	3.9%	2.9%	2.3%	▲ 0.6ポイント
ハ イ及びロが複合したもの	0.2%	0.1%	0.2%	+ 0.1ポイント

※「会計帳簿に記載不備があったもの」とは・・・

- ▶ 会計帳簿の必要記載事項（①支出を受けた者の氏名、②住所、③支出の目的、④金額、⑤年月日）について、記載漏れ等の記載不備があったもの

※「会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの」とは・・・

- ▶ 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費を除く）があったもの
- ▶ 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費があったもの

## 2. 政治資金監査報告書の記載状況等

- 平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書においても、一部ではあるが、その記載内容等について、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱したものの指摘があったところ。
- また、都道府県選挙管理委員会から「登録政治資金監査人に対する研修を充実・徹底してほしい」、「Q&Aを充実してほしい」などの意見が寄せられているところ。
- そのため、以下に掲げる取組を通じ、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。

### (1) フォローアップ研修の充実

- ・ 平成25年6月に改定した政治資金監査マニュアルの内容をホームページへの掲載やフォローアップ研修等の機会を通じ周知徹底
- ・ フォローアップ研修においては、政治資金監査マニュアルに規定された記載例と異なる任意の様式で作成された政治資金監査報告書の例など、具体的な誤り事例等を重点的に紹介しながら積極的に注意を喚起

### (2) フォローアップ研修への積極的な参加の促進など

- ・ より多くの登録政治資金監査人が参加できるよう、引き続き全国の各ブロックで開催するとともに、開催実績のない地区で開催
- ・ 日中に参加できない登録政治資金監査人のために夜間開催を継続するとともに、年度前半の研修に参加者が集中する状況を改善するため、年度当初に通年開催計画を公表
- ・ 政治資金監査あるいは政治資金監査報告書の作成に関して判断が困難な事案があった場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底

### (3) 関係士業団体との連携

- ・ 関係士業団体が主催する士業者向け研修会等の機会も活用するなど、関係士業団体と連携

#### **(4) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みの構築**

- ・ 政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書が提出された場合等において、総務省及び都道府県選挙管理委員会の報告を求めるための確認項目（仮称）等に基づき、総務省及び都道府県選挙管理委員会から当委員会が報告を受けた場合には、当委員会は、登録政治資金監査人に対し、必要に応じて直接指導・助言を実施する枠組みを構築

#### **(5) 「政治資金監査に関するQ & A」の充実**

- ・ Q & Aを追加・改定した場合は、ホームページへの掲載やフォローアップ研修等の機会を通じ、速やかに周知徹底

#### **(6) 「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進**

- ・ 既に多数の政治資金監査人に活用されているものの、一部の登録政治資金監査人に活用されていないため、引き続き、ホームページへの掲載やフォローアップ研修等の機会を通じ、積極的活用を促進

## VI.政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点

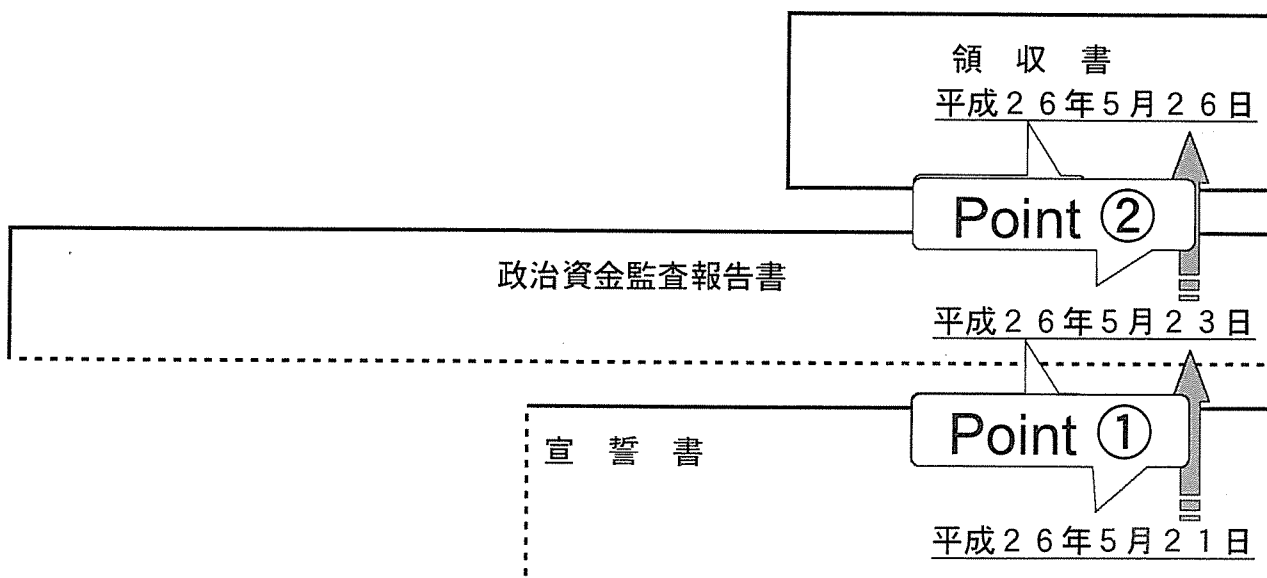
### 1. 「あて名」等に関する記載

【政治資金監査報告書記載例(1)～(4)共通】

政治資金監査報告書	
	平成×年×月×日
〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）	
代表 〇〇〇〇 殿	
登録政治資金監査人	〇〇〇〇 印
登録番号	第××××号
研修修了年月日	平成×年×月×日

#### (参考事例①)

- 政治資金監査報告書の日付が「宣誓書」の日付より後の日付となっていたり (Point ①)、記載漏れがあった事例
- 政治資金監査報告書の日付が「領収書等」の日付より前の日付となっていたり (Point ②)、記載漏れがあった事例





(参考事例① 続き)

- 国会議員関係政治団体の名称が正式名称ではない略称を記載していたり (Point③)、代表者ではない者の氏名を記載していた (Point④) 事例
- 国会議員関係政治団体の名称の記載誤り (複数の政治団体を同一の登録政治資金監査人が監査している場合に多い事例)
- 登録政治資金監査人の氏名が自署でなかったり (Point⑤)、押印していなかった事例
- 研修修了年月日欄に登録政治資金監査人の登録を受けた日 (登録年月日) を記載していた (Point⑥) 事例

政治資金監査報告書	
平成×年×月×日	
Point ③ 正式名称では無い政治団体の略称の記載 代表 代表者では無い者の氏名の記載 殿	Point ⑤ 自署では無い氏名の記載印
Point ④ 登録政治資金監査人 登録番号 研修修了年月日	第××××号 登録年月日を記載
	Point ⑥

☞ check!!

- ★「宣誓書」は、収支報告書及び収支報告書と併せて提出される書類が政治資金規正法に従って作成され、真実の記載がされていることを誓う文書であることから、宣誓書の日付は、政治資金監査報告書の日付以降になる。
- ★政治資金監査報告書には、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付を記載するので、領収書等が発行された日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になることはない。
- ★国会議員関係政治団体の正式名称及び代表者の氏名は、政治団体の設立に当たって総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に届け出た名称及び氏名により記載すること。  
(※「1 監査の概要 (1) (4)」、「3 業務制限」においても同様)
- ★登録政治資金監査人名欄には、自署かつ押印が必要であること。
- ★研修修了年月日欄には、登録政治資金監査人の登録後に受講した研修 (政治資金規正法第19条の27第1項に規定する政治監査に関する研修)の修了日を記載すること。

## 2. 「1 監査の概要」に関する記載

### 【政治資金監査報告書記載例(1)～(4)共通】

#### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。

(参考事例②)

- 監査対象期間の記載について「平成25年」と記載すべきなのに、「平成25年1月1日から平成25年12月31日」と記載していたり (Point①)、「前年」と記載する等の記載誤りがあった事例
- 従前の記載例 (平成20年10月時の政治資金監査マニュアル等) による政治資金監査報告書の提出があった事例

1 監査の概要

Point ①

(1) 私は、政治資金規正法 (以下「法」という。) 第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成25年1月1日から平成25年12月31日に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、・・・

- 解散等団体の収支報告書の根拠規定を「法第12条第1項」と記載していたり (Point ②)、記載していなかった事例

1 監査の概要

解散団体の収支報告書を監査した事例

Point ②

(1) 私は、政治資金規正法 (以下「法」という。) 第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、・・・

- 政治資金監査の対象とする書類をすべて記載すべきなのに、実際に保存されていた書類のみを記載していた (Point③) 事例

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法 (以下「法」という。) 第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書 (支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。) について、支出に関する政治資金監査を行った。

Point ③

※「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を記載漏れ

(参考事例② 続き)

- 主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を実施することとした理由が明瞭でない若しくは記載がされていなかったり (Point④)、実施場所の特定が十分ではなかったり (Point⑤)、そもそも政治資金監査の実施場所について未記載であった事例

1 監査の概要

Point ④

(1) ~ (3) 略

(4) この政治資金監査は、○○○○ (国会議員関係政治団体名) の従たる事務所において行った。

Point ⑤

☞ check!!

- ★監査対象期間は、「平成×年」と年単位で記載すること。
- ★解散したとき又は目的の変更等により政治団体でなくなったときの収支報告書の提出根拠は、「法第12条第1項」ではなく、「法第17条第1項」であること。  
(※「2 監査の結果(3)」においても同様)
- ★収支報告書の提出根拠規定を忘れずに記載すること。
- ★書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- ★主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を行った場合には、なぜ主たる事務所以外の場所で実施する必要があったのかを具体的に記載することによってその理由を明らかにした上で、場所と住所を併記し、実施場所を特定すること。

### 3. 「2 監査の結果」に関する記載

【政治資金監査報告書記載例(1)】政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

#### (参考事例③)

- 実際に保存が確認された書類を記載すべきなのに、存在しなかった書類も含めて、すべての書類を記載していた (Point①) 事例

#### 領収書等を徴し難かった支出の明細書が存在しなかった事例

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

※「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を記載

Point ①

(参考事例③ 続き)

- 支出がゼロなのに、(1) や (3) に存在しないはずの「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書」などの書類を記載していた (Point ②) 事例

支出がゼロの収支報告書を監査した事例

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 略
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

Point ②

Point ②

- 支出があるのに、(1) や (3) に「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書」などの書類を記載していない事例
- (1) 及び (3) に記載される書類は同一となるべきなのに、異なる書類を記載していた (Point③) 事例

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 略
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

※「振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」を記載漏れ

Point ③

(参考事例③ 続き)

- 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかったため、(4)の記載を削除していた事例
- 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が(1)及び(3)には記載されている(Point④)のに、(4)では記載されていなかったり(Point⑤)、逆に(1)及び(3)には記載されていなかったのに(4)では「会計帳簿に基づき記載されていた」と記載していた事例

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体の明細書における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。  
**Point ④**
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。  
**Point ④**
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

**Point ⑤**

- 解散等団体にあつては、収支報告書の根拠規定は「法第17条第1項」であるのに、「法第12条第1項」と記載していた事例(「1 監査の概要」の☞check!!参照)

☞check!!

- ★(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。
- ★(4)には、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかった場合でも、その旨を記載すること。
- ★支出が計上されていない場合は、政治資金監査報告書記載例(4)の活用が望ましいものであること。また、支出が計上されていなくても、会計責任者に「会計帳簿」の保存義務は課せられていること。

**注意!!**

政治資金規正法上の「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」とは、以下の①～③の書類を指すが、政治資金監査マニュアル（平成25年6月改定版）における政治資金監査報告書記載例においては、「等」（以下の②及び③が該当）について、「振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記述することとしている。

- ①「領収書等を徴し難かった支出の明細書」
- ②「振込明細書に係る支出目的書」
- ③「支出の目的が記載された振込明細書の写し」

※ 政治資金監査報告書の作成に当たっては、次の【パターン1】～【パターン4】を参照のこと。

**【パターン1】（領収書等を徴し難かった支出及び振込みの方法による支出がなかった場合）**

**「①、②及び③が存在しなかった場合」**

→【記載例】から「領収書等を徴し難かった支出の明細書」、「振込明細書」と「振込明細書に係る支出目的書」を削除。

（4）は削除することなく、存在しなかった旨を記載。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書振込明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

※（1）の「なお」以下の記載は任意



**【パターン2】（領収書等を徴し難かった支出はあったが、振込みの方法による支出はなかった場合）**

「①が存在し、②及び③が存在しなかった場合」

→【記載例】から「振込明細書」&「振込明細書に係る支出目的書」を削除。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。  
なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

※(1)の「なお」以下の記載及び(4)の「また」以下の記載は任意

**【パターン3】（領収書等を徴し難かった支出はなかったが、振込みの方法による支出があった場合で、振込明細書に係る支出目的書、支出の目的が記載された振込明細書の写しのいずれか又はどちらもあった場合）**

「①が存在せず、②及び③が存在していた場合」

「①が存在せず、②が存在し、③が存在しなかった場合」

「①及び②が存在せず、③が存在していた場合」

→【記載例】から「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を削除。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。  
なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

※(1)の「なお」以下の記載及び(4)の「また」以下の記載は任意

### (想定事例)

○「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の保存を確認したが、「振込明細書に係る支出目的書」の保存が確認されなかったことから、記載例から「振込明細書に係る支出目的書」部分を削除した(Point)事例

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった **Point** 存在しなかった。

(2) 略

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

※「振込明細書に係る支出目的書」を記載漏れ

**Point**

### ☞ check!!

★「1 監査の概要」において、『振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）』と記載していることから、「2 監査の結果」中、「振込明細書に係る支出目的書」には、「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の意味が含まれるので、「振込明細書に係る支出目的書」の保存が確認されなかったとしても「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の保存が確認された場合には、記載例から「振込明細書に係る支出目的書」部分を削除しないようにすること。

【パターン4】（領収書等を徴し難かった支出及び振込みの方法による支出があった場合で、振込明細書に係る支出目的書、支出の目的が記載された振込明細書の写しのいずれか又はどちらもあった場合）

「①が存在し、②が存在せず、③が存在していた場合」

「①及び②が存在し、③が存在しなかった場合」

「①、②及び③が存在していた場合」

→【記載例】はそのまま。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、

領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## ☞ check!!

★「1 監査の概要」において、『振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）』と記載していることから、「2 監査の結果」中、「振込明細書に係る支出目的書」には、「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の意味が含まれるので、「振込明細書に係る支出目的書」の保存が確認されなかったとしても「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の保存が確認された場合には、記載例から「振込明細書に係る支出目的書」部分を削除しないようにすること。

### 重要!!

以上のように、政治資金監査報告書記載例（1）の場合、「2 監査の結果」の記述は、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていることを前提に、【パターン1】から【パターン4】までの記載例の何れかとなる。

政治資金監査報告書作成に当たっては、以下の<パターン別 整理表>を参照し、対応するパターンに従って記述すること。

### <パターン別 整理表>

	①～③の書類の有無							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
①「領収書等を徴し難かった支出の明細書」	×	○	×	×	×	○	○	○
②「振込明細書に係る支出目的書」	×	×	○	○	×	×	○	○
③「支出の目的が記載された振込明細書の写し」	×	×	○	×	○	○	×	○
対応するパターン	1	2	3	3	3	4	4	4

【政治資金監査報告書記載例(2)】 会計帳簿に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(参考事例④)

○記載不備があった事項の種類を政治資金監査報告書に記載していなかった事例

👉 check!!

★会計帳簿の必要記載事項(支出を受けた者の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日)の記載不備については、記載例(2)に従い、記載不備があった事項の種類を記載する。

★なお、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が当該指摘事項の補正を行った場合には、政治資金監査報告書において指摘する必要はない。

(例)「住所」に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

【政治資金監査報告書記載例(3)】 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があった場合

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。

(1)～(4)略

(別記)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)

(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

・領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	" . 3. 1	A山一郎・東京都○○区○○町○○番地

(参考事例⑤)

- 領収書等の徴収漏れ又は亡失の事実がないにもかかわらず、(別記)に「別添の領収書等亡失等一覧表」と記載していた事例
- 領収書等の徴収漏れ又は亡失の事実があり、政治資金監査報告書の別添として領収書等亡失等一覧表を添付して提出する必要があるにもかかわらず、それを作成していなかったり、選管等への提出時に添付していなかった事例
- 領収書等亡失等一覧表に記載された支出のうち、人件費を除く1件1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すべきなのに、それを記載していなかった事例
- 領収書等亡失等一覧表中、「支出の目的」欄の項目名を水道光熱水費と記載するなど、収支報告書の項目名と不一致となった事例

(参考事例⑤ 続き)

- 領収書等亡失等一覧表中、「備考欄」とすべきところ「その事情」と項目名を誤って記載していた事例

👉 check!!

★領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費を除く）については、領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求め、記載例(3)の(別記)(1)の例により、政治資金監査報告書の別添として添付しなければならない。また、会計責任者は、選管等へ収支報告書を提出する際には、当該政治資金監査報告書（別添として添付された領収書等亡失等一覧表を含む）を併せて提出しなければならない。

★領収書等亡失等一覧表に記載された支出のうち、人件費を除く1件1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載する必要がある。

★領収書等亡失等一覧表中、「支出の目的」欄の項目名は、収支報告書の項目名と一致するものであること、及び各項目名を勝手に変更しないこと。

★なお、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が領収書等の再発行等を求めこれを備えた場合には、当該支出について領収書等亡失等一覧表に記載する必要はない。

(参考事例⑥)

- 政治資金監査報告書に会計責任者に対する指導状況など、記載例にはない任意の記載がされていた事例

👉 check!!

★政治資金監査報告書は、記載例に従って記載すること。

★なお、登録政治資金監査人が記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

#### 4. 「3 業務制限」に関する記載

【政治資金監査報告書記載例(1)～(4)共通】

##### 3 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

(参考事例⑦)

○「〇〇〇〇と私達との間には」として記載し、国会議員関係政治団体と使用人等との関係に関する記載を省略していた事例

〔※ ただし、使用人等を使用せず、複数の登録政治資金監査人により政治資金監査を行った場合であれば上記記載で可。〕

☞ check!!

★政治資金監査を行った国会議員関係政治団体と業務制限に抵触する関係にないことを明らかにするため、記載例に従って記載すること。

★なお、政治資金監査の業務を補助した使用人等がなかった場合には、「また」以下の記載は不要。

#### 5. その他

(参考事例⑧)

○政治資金監査報告書記載例と全く異なる政治資金監査報告書が作成され、選管等に提出されていた事例

☞ check!!

★政治資金監査報告書の作成に当たっては、政治資金適正化委員会ホームページに掲載されている記載例をダウンロードするなどして記載例に則した作成を行うこと。

## 6. その他の提出書類関係

### (参考事例⑨)

- 「収支報告書」の支出の小計や合計の計算誤りや表間の金額が整合的でなかった事例
- 「収支報告書」に記載されている支出の日付や金額が、「領収書等の写し」の記載内容と整合的でなかった事例
- 収支報告書様式（その13）「支出の総括表」、様式（その14）「經常経費（人件費を除く。）の内訳」、様式（その15）「政治活動費の内訳」及び様式（その16）「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」等、支出項目別金額の内訳の記載誤りがあった事例
- 収支報告書について、パソコンソフトを活用して作成した際に、文字の変換ミスがあった事例
- 収支報告書に報告対象期間外（前年又は翌年）の支出を計上していた事例

### ☞ check!!

- ★収支報告書（支出に係る分に限る）に計算誤りがないかどうか検算して確認すること。
- ★会計帳簿等の関係書類から、収支報告書に記載すべき事項が漏れなく正しく転記されているかどうかを確認すること。

### (参考事例⑩)

- 選管等へ収支報告書及び政治資金監査報告書を提出する際に、「領収書等の写し」、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの添付書類や、「領収書等亡失等一覧表」が漏れていた事例
- 収支報告書様式（その16）「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」等、支出項目別金額の内訳の添付漏れがあった事例
- 「領収書等の写し」の編さんが杜撰で、各支出との対応関係が分かりにくい事例
- 領収書等の写しの印影が薄くて判読出来ないものが添付されていたり、収支報告書に計上されていない領収書等の写しが添付されていた事例
- 支出の一覧表及び残高証明書等、提出する必要がない書面が収支報告書に添付されていた事例

### ☞ check!!

- ★提出漏れが発生しないよう会計責任者等に対して助言することが適当。
- ★領収書等の適切な整理・保存について、例えば支出項目別・年月日順に分類・整理して編さんするなど、会計責任者等に対して助言することが適当。
- ★なお、会計責任者等に対して、提出時における選管等からの不備の指摘の有無等について報告を求めておくことが適当。



(参考事例⑪)

- 領収書等が存在しない支出について、「紛失のため」「再発行が困難なため」「不鮮明のため」という理由で、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を作成していた事例
- 領収書等を徴し難かった支出の明細書への会計責任者の押印が漏れていた事例

👉 check!!

- ★一度発行された領収書等の亡失等は、領収書等を徴し難かった事情に該当せず、「領収書等亡失等一覧表」に記載すべきもの（ただし、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が領収書等の再発行等を求めこれを備えた場合には、当該支出について領収書等亡失等一覧表に記載する必要はない。）。
- ★なお、具体の事案が領収書等を徴し難かった事情に該当するかどうかの判断がつかない場合には、政治資金適正化委員会へ照会すること。

## 7. チェックリストの活用

### 1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用

#### (1) 政治資金監査チェックリスト

1. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。

#### (2) 政治資金監査報告書チェックリスト

2. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することが望ましいものであること。

【政治資金監査マニュアル第八章（抜粋）】

# VII. 政治資金適正化委員会ホームページ



[総務省トップ](#) > [組織案内](#) > [審議会・委員会・会議等](#) > [政治資金適正化委員会](#)

## 政治資金適正化委員会

- ▶ [概要](#)
- ▶ [委員名簿](#)
- ▶ [会議資料](#)
- ▶ [政治資金監査マニュアル\(政治資金監査に関する具体的な指針\)](#)
- ▶ [政治資金監査チェックリスト](#)
- ▶ [政治資金監査報告書の記載例・チェックリスト](#)
- ▶ [政治資金監査に関するQ&A](#)
- ▶ [政治資金適正化委員会による見解一覧](#)
- ▶ [登録政治資金監査人の登録・変更等について\(申請書類\)](#)
- ▶ [政治資金監査に関する研修について](#)
- ▶ [政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会について](#)
- ▶ [登録政治資金監査人の登録一覧](#)
- ▶ [少額納税書等の玉手の開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針について](#)
- ▶ [政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ](#)
- ▶ [なるほど！政治資金\(政治資金制度の紹介ページ\)](#)
- ▶ [国会議員関係政治団体の収支報告の手引](#)
- ▶ [総務大臣届出分の政治資金収支報告書](#)
- ▶ [現職国会議員の国会議員関係政治団体名簿](#)

### 概要

#### 新着情報

- 2014年2月5日 [平成25年度第5回政治資金適正化委員会](#)
- 2013年2月16日 [平成25年度第4回政治資金適正化委員会](#)
- 2013年9月30日 [平成25年度第3回政治資金適正化委員会](#)
- 2013年8月2日 [平成25年度第2回政治資金適正化委員会](#)
- 2013年6月12日 [政治資金監査に関する具体的な指針\(政治資金監査マニュアル\)の改定案に対する意見募集の結果](#)

[目録の閲覧情報](#)

#### 登録政治資金監査人の皆様へのお知らせ

- 2013年6月12日 [政治資金監査に関する具体的な指針\(政治資金監査マニュアル\)を改定しました](#)
- 2013年6月12日 [政治資金監査に関するQ&Aを更新しました](#)
- 2013年4月17日 [政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会のうち、東京都\(1回目\)全国都市会館\(9月13日実施予定\)については、募集定員を超過しました。たくさんのご応募ありがとうございました](#)
- 2013年4月3日 [平成25年度の政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施概要及び日程等を掲載し、募集を開始しました](#)
- 2013年4月3日 [平成25年度の政治資金監査に関する研修\(集合研修\)の日程等を掲載し、募集を開始しました](#)
- 2012年12月26日 [政治資金監査に関するQ&Aを更新しました](#)
- 2012年4月29日 [政治資金規正法施行規則が改正されました](#)

[目録のお知らせ](#)

### 設置根拠

政治資金規正法第19条の29

### 所掌事務

政治資金規正法第19条の30

### 委員

- 1 人数：5人(政治資金規正法第19条の31)
- 2 選任：学識経験のある者の中から、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命(政治資金規正法第19条の32)
- 3 任期：3年(政治資金規正法第19条の32第3項)
- 4 委員長：委員の互選によって委員のうちから選任(政治資金規正法第19条の33)
- 5 委員名簿

### 事務局

政治資金適正化委員会事務局(政治資金規正法第19条の36)

なるほど！政治資金はこちらをクリック

国会議員関係政治団体の収支報告の手引はこちらをクリック

総務大臣届出分の政治資金収支報告書はこちらをクリック

現職国会議員の国会議員関係政治団体名簿はこちらをクリック

※「なるほど！政治資金」は、政治資金制度を紹介するページです。

「会計帳簿・収支報告書作成ソフトのダウンロード」及び「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」へは、[こちらをクリック](#)します！

[お問い合わせ](#)

# VIII. 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（平成26年3月）－抜粋－

## 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（概要）

### ○ 趣旨

- ・ 政治資金監査に関しては、平成21年から平成24年の計4年分の収支報告書について概ね順調に実施され、登録政治資金監査人の人数も相当程度確保できていることを考慮すると、政治資金監査制度は一定の定着をみていると考えられる。
- ・ 政治資金の収支の公開制度は、今後も改善・充実のための不断の努力が求められており、当委員会としても、重要と考えられる事項について検討を行ってきた。
- ・ 当委員会として、第2期（平成23年4月～平成26年3月）の活動を終える節目に、これまでの取組や検討の状況、今後取り組むべき課題等の検討の方向性について、総括的に取りまとめを行い、国民に明らかにするとともに、今後の委員会の取組に資することとしたい。

### 1 登録政治資金監査人の登録及び研修等

（これまでの取組）＜ ＞は平成26年2月末現在の状況。【 】は第2期における実績。

- ・ 

登録
----

 ＜ 登録者4,452人　うち登録時研修修了者4,339人 ＞  
※ 国会議員関係政治団体数　3,627団体（平成24年12月末現在）
- ・ 

登録時研修
-------

 【 集合研修44回、個別研修366回 】
- ・ 

指導・助言等
--------

 登録政治資金監査人からの質疑等に逐次対応。政治資金監査マニュアルを補完する見解や政治資金監査に関するQ&Aを公表・周知。  
これらの内容を指導するためフォローアップ説明会を全国各地で開催。  
【 46回、参加者のべ3,419人 】

（今後の方向性）

- ・ 引き続き関係士業団体の協力も得ながら、新規登録及び研修の着実な実施に努め、登録政治資金監査人の安定的な確保及び地域的偏在の是正を図っていくことが適當。
- ・ 政治資金監査の質の向上を図り、その適正をより確かなものとしていくため、登録政治資金監査人に対する指導・助言の機能の充実・向上やフォローアップ研修の内容の充実に努めていくことが適當。

### 2 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）

（これまでの取組）

- ・ 政治資金監査の質の確保とその業務の一般化・標準化を図るものとして、その手順や方法、報告書の記載方法等について、政治資金監査の基本的性格を踏まえ、平成20年10月策定。（登録政治資金監査人は、法律上、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが求められる。）

- 政治資金監査の実施状況や登録政治資金監査人の意見等を踏まえ、平成22年9月及び平成25年6月改定(平成25年6月改定の主な内容:政治資金規正法施行規則改正への対応、政治資金監査報告書記載例の追加、チェックリストの活用等)。

#### (今後の方向性)

今後、フォローアップ研修や当委員会ホームページを通じて政治資金監査マニュアルの周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等からの意見等を基に、必要な見直しを行っていくことが適当。

### 3 政治資金監査の質の向上について

#### ～登録政治資金監査人に対する指導・助言及び研修のあり方～

登録政治資金監査人については、一定程度の人数の確保が果たしてきたことから、また、政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を移していく段階にあると考えられる。

#### (これまでの取組)

- 政治資金監査の実施に必要な専門的知識・ノウハウの維持・向上のため、登録政治資金監査人からの要望も踏まえ、平成22年度よりフォローアップ説明会を実施してきたが、その内容の充実や参加率の向上のために、更なる取組が求められているところ。
- 政治資金監査報告書について、対象事項についてすべて確認できたとするものの割合が年々増加しており(平成24年分については96.5%)、政治資金監査の適確な実施が政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与していると考えられる一方で、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書等が散見される状況にあり、都道府県選挙管理委員会からも改善の要望を受けているところ。

#### (今後の方向性)

- フォローアップ説明会をフォローアップ研修と位置付け、その内容の多様化・重点化による充実、関係士業団体との協力等を通じた参加の促進を図ることが適当。
- 当委員会から個々の登録政治資金監査人に対し、総務省及び都道府県選挙管理委員会の報告に基づき個別に指導・助言を行うこととし、その具体的方法を検討することが適当。

### 4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

政治資金の収支の公開制度は、政治資金規正法の大きな柱となる制度であり、当委員会としても、政治資金の収支の報告及び公開に関し重要と考えられる事項について検討を行ってきた。今後は、以下の事項について取りまとめた対応の方向性を踏まえ、当委員会において適切に対応していくことが適当。

- (1) 「領収書等」の必要記載事項
- (2) 会計帳簿への支出先住所の記載
- (3) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法
- (4) 前払式証票・後払式証票・クレジットカードによる支出の記載方法
- (5) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正
- (6) 収支報告書に記載すべき支出の区分
- (7) 業務制限の範囲
- (8) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等

# 1 登録政治資金監査人の登録及び研修等

## ○ これまでの取組

### (1) 登録政治資金監査人の登録

政治資金規正法では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は当委員会が備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けることにより、登録政治資金監査人になることができるとされている（法第19条の18第1項）。

当委員会では、平成22年1月から行われることとなった国会議員関係政治団体に係る政治資金監査の実施に必要な登録政治資金監査人の早期確保に向け、平成20年9月から登録政治資金監査人名簿への登録申請の受付を行ってきた。

登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保のほか、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体側の利便にも資するため、大きな地域的偏在が生じないよう関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行ってきたところである。

その結果、登録政治資金監査人の登録者数は順調に推移し、平成26年2月末現在で4,452人となっており、全都道府県にわたり登録がなされている。

### (2) 政治資金監査に関する研修の実施

政治資金規正法により、政治資金監査は、当委員会が行う政治資金監査に関する研修（以下「登録時研修」という。）を修了した登録政治資金監査人が行うこととされている（法第19条の13第1項）。

登録時研修の実施に当たっては、「政治資金監査に関する研修実施要領」及び「政治資金監査に関する研修実施細則」を定め、これらに基づき、政治資金の制度に関する専門的知識（政治資金規正法のあらまし）及び「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）等を解説した研修テキスト及び関係法令集を用いて行ってきたところである。

登録時研修は、平成20年12月から研修受講者を一堂に会して実施する集合研修方式により開始し、以降全国各地で実施しており、平成23年度は13回、平成24年度は15回、平成25年度は、平成26年2月末現在で、16回実施している。また、平成22年4月からは、研修受講者側の利便性も考慮し、個別の研修受講者ごとに任意の日時において研修を実施することができるよう、研修用映像教材を用いた個別研修方式を新たに導入し、集合研修方式と併せて精力的

に取り組んできたところであり、平成23年度は121回、平成24年度は153回、平成25年度は、平成26年2月末現在で、112回実施している。

さらに、平成23年4月からは、希望する研修日・研修地を示して、5人以上の登録時研修を修了していない登録政治資金監査人が登録時研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合に研修を実施する要望研修方式も新たに導入し、平成23年度は2回、平成24年度は3回、平成25年度は、平成26年2月末現在で、1回実施している。

その結果、平成26年2月末現在では、登録政治資金監査人登録者4,452人のうち、97.5%の4,339人が登録時研修を修了し政治資金監査を実施できる体制となっている一方、未修了者は約113人という状況になっている。

また、平成22年度からは、政治資金監査のより円滑な実施と一層の定着化を図るため、政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができる政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催してきたところである。

平成23年度においては、政治資金監査を行うに当たっての留意点等を具体的事例を用いて説明することを主な内容とする説明会を全国各地において13回実施し、合計1,142人の参加をみたところであり、平成24年度においては、同様に16回実施し、合計1,080人の参加をみたところである。

平成25年度においては、政治資金監査の実務等を踏まえて平成25年6月に改定した政治資金監査マニュアルの解説等を主な内容として、全国各地において17回実施し、合計1,197人の参加をみたところである。

### (3) 登録政治資金監査人に対する指導・助言等

政治資金規正法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている(法第19条の30第1項第5号)。

当委員会では登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、新たな見解を示す必要があるものや登録政治資金監査人に広く周知する必要があるものについては、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解を示したり、「政治資金監査に関するQ&A」として公表し、フォローアップ説明会等も活用し周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

## ○ 今後の方向性

### (1) 登録政治資金監査人の安定的な確保及び登録時研修の受講機会の確保等

平成24年における国会議員関係政治団体（収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）は3,627団体（総務大臣届出分856団体、都道府県選挙管理委員会届出分2,771団体）であり、登録政治資金監査人の登録者数がこれを上回っている状況にある。また、平成24年3月に当委員会が実施した登録政治資金監査人に対するアンケート結果によると、回答のあった登録政治資金監査人1人当たりの政治資金監査実施団体数はおよそ3団体であったことから、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保されていると思われる。

しかしながら、登録政治資金監査人の都道府県別の登録状況を見ると、全都道府県において登録はされてきているものの、地域的な偏在が依然として見られ、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体の一層の利便性の向上が求められる状況にある。

このような状況を鑑みれば、登録政治資金監査人の新規登録は、平成22年1月の政治資金監査の本格的実施の時期を境に一定の落ち着きを見せているものの、登録抹消者が増加傾向にあることも踏まえ、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人の新規登録及び受講機会の確保も含めた登録時研修の着実な実施並びに登録時研修未修了者への研修受講の啓発に努めていくことが適当であり、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域において、特に登録時研修を実施することにより、当該地域における登録政治資金監査人の登録を促進し登録政治資金監査人の偏在是正を図っていくことも重要である。

### (2) 登録政治資金監査人に対する指導・助言等による政治資金監査の適正の確保の推進

登録政治資金監査人に対しては、政治資金監査を実施するのに必要な専門的知識の修得のための登録時研修を行っているが、実際に政治資金監査を実施していく中で、登録政治資金監査人等からは様々な質疑等が寄せられたこと等を踏まえ、政治資金監査マニュアルの改定等を行い、研修内容の見直しを図ってきたところである。

一方、登録政治資金監査人にとって、当初の一度きりの研修だけでは、修得できる内容に限りがあることや、ややもすれば時の経過とともに研修で修得した政治資金監査に係るノウハウが劣化しかねないことが懸念される。登録政治資金監査人からも「登録時研修を再受講したい」、「登録時研修ではあまり触れられてい

なかった政治資金監査に関する実務上の課題を説明してほしい」、「政治資金規正法や公職選挙法の研修を実施してほしい」といった意見が多く寄せられている。

また、総務省及び都道府県選挙管理委員会に対し協力を求めたところ、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきだった収支報告書の誤記が散見される状況にあるということが明らかになっており、改善の要望を受けているところである。

これらのことから、当委員会としては、政治資金監査の適正をより確かなものとしていくため、今後、以下の取組等を推進することにより、登録政治資金監査人等に対する指導・助言及び研修の機能の充実・向上に努めていくことが適当であると考えられる。

- ・ 登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に一層的確に対応できるよう態勢を整備する。
- ・ 必要に応じ、政治資金監査マニュアルの改定、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明、「政治資金監査に関するQ&A」の充実、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進等を行う。
- ・ 関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人等に周知すべき事項について、より効果的な周知方法の検討を行う。
- ・ 平成22年度から実施しているフォローアップ説明会を平成26年度以降、フォローアップ研修と位置付け、内容を多様化するとともに、政治資金監査実務上特に留意すべき点については具体例を活用する等の重点化を図り、継続的に実施する。

特にフォローアップ研修の実施に当たっては、関係士業団体と連携を図るとともに、これまで以上に、登録政治資金監査人のニーズに応じたものとすべきであり、研修の内容については、政治資金監査の実施状況を把握しつつ、そのより適正な実施に資するよう、常に工夫を凝らし改善を図るべきである。また、その開催時期・回数・場所についても、夜間開催を実施するなど、できるだけ多くの登録政治資金監査人の参加の機会を得られるよう配慮すべきである。



### 3 政治資金監査の質の向上について

#### ～登録政治資金監査人に対する

#### 研修及び指導・助言のあり方～

政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録政治資金監査人の確保に関しては、関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行い、国会議員関係政治団体3,627団体（平成24年12月末現在）に対し、4,452人（平成26年2月末現在）の登録政治資金監査人が確保できているところである。

このように、一定程度の人数の確保が果たせてきたことから、また、政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を移していく段階にあるものと考えられる。

政治資金規正法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）ことを踏まえ、これまでも政治資金監査の質の確保を図るための取組として、フォローアップ説明会の実施等を行ってきたところであるが、更なる質の確保及び向上を図るための具体的な取組として、①従来行ってきた登録政治資金監査人一般に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、②当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みについて、検討を行うことが適当である。

#### （1）登録政治資金監査人に対する研修のあり方について

##### ○ これまでの取組

登録政治資金監査人は、政治資金監査の実務に携わる際に、あらかじめ政治資金監査に関する研修（登録時研修）を受けることとされており（法第19条の27）、これにより政治資金監査を実施するために必要な専門的知識を修得するものとされている。

しかしながら、一度きりの研修では修得できる内容に限りがあること、時の経過による登録時の研修で修得した政治資金監査に係るノウハウの劣化等が懸念されることから、登録政治資金監査人から継続的な研修の実施の要望があったことも踏まえ、平成22年度よりフォローアップ説明会を実施してきたところである（フォローアップ説明会の年度ごとの開催・参加状況は、「1 登録政治資金監査人の登録及び研修等」の参考（4）を参照のこと）。

各年度において、フォローアップ説明会を受講した登録政治資金監査人は概ね1,000人程度（全体の3割弱）であり、また、登録後一度もフォローアップ説明会に参加したことがない登録政治資金監査人が、2,357人（平成26年2月末現在）存在する。

これまでも開催回数の増加、未開催地における開催、夜間開催等、登録政治資金監査人がフォローアップ説明会により出席しやすくするための取組を行ってきたところであるが、政治資金監査の質の向上に果たすフォローアップ説明会の重要性に鑑みると、更なる取組が求められるものである。

## ○ 今後の方向性

### ① フォローアップ研修の継続的实施と内容の充実

フォローアップ説明会を平成26年度以降フォローアップ研修と位置付け、その内容の充実を図りながら継続的に実施する。

これまでのフォローアップ説明会は全国で同一のテキストにより同一の内容で行ってきたところであるが、従来同様、制度改革等を踏まえた年度ごとのトピックスや実務上の留意点に係る説明は今後も必要と考えられるものの、制度開始から約5年が経過し、登録からの年数や実務経験において登録政治資金監査人間で差が生じていることも踏まえると、内容の多様化を図っていくことが適当である。

また、フォローアップ説明会の参加者へのアンケートにおいて、登録政治資金監査人から「具体的な事例を基にした、実践的な内容としてほしい」という意見が寄せられたことから、内容の多様化だけでなく、政治資金監査実務上特に留意すべき点について具体例を活用する等の重点化を行うことによって、よりわかりやすく、充実させていくことが適当である。

### ② フォローアップ研修への参加の促進

前述のとおり、フォローアップ説明会に参加する登録政治資金監査人の割合が毎年全体の3割弱であり、また、半数以上の登録政治資金監査人は登録時研修以降これまで一度も説明会に参加したことがないという状況を踏まえ、特にこれまで参加したことがない登録政治資金監査人に対する働きかけを強化するとともに、関係士業団体との協力を強化し、研修への参加促進の取組を効果的なものとするのが適当である。

## (2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みについて

### ○ これまでの取組

当委員会における政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言に係る取組は、上記のとおり、これまで登録政治資金監査人一般に対する研修形式を中心に行ってきたところである。

その結果、例えば政治資金監査報告書について、政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたとするものの割合が平成21年分は91.2%、平成22年分は95.0%、平成23年分は96.1%、平成24年分は96.5%となっており、年々割合が増加しているなど、政治資金監査の適確な実施が、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与しているところである。

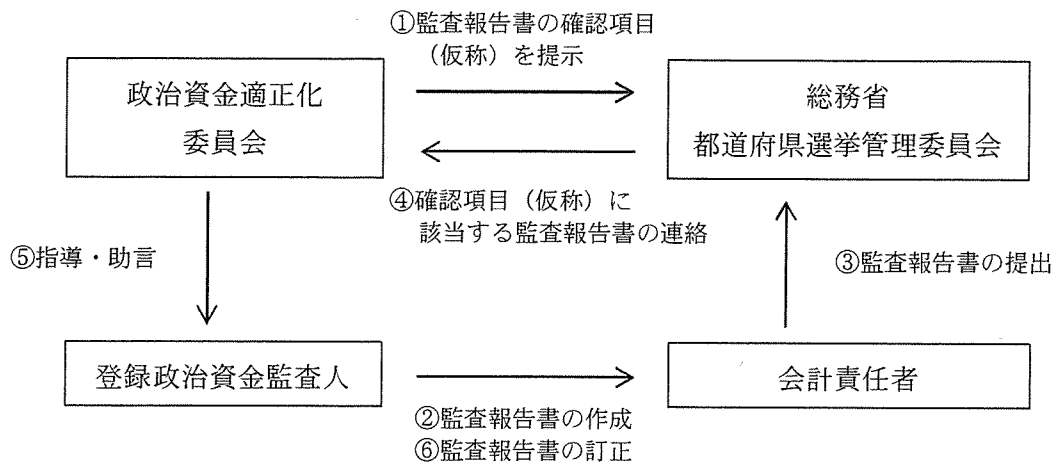
しかしながら、総務省及び都道府県選挙管理委員会に対し協力を求めたところ、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきだった収支報告書の誤記が散見される状況にあるということが明らかになっており、改善の要望を受けている。

### ○ 今後の方向性

このような状況を踏まえ、当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行うことを念頭に、個別の指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるために必要な総務省及び都道府県選挙管理委員会の報告を求めるための確認項目（仮称）を策定する必要がある。その確認内容は、確認を行うことの意義や実務を行う総務省及び都道府県選挙管理委員会の事務負担等を踏まえ、政治資金監査報告書の基本的構成及び政治資金監査の実施状況について形式的に確認可能なものとするのが適当であると考えられる。

その上で、総務省及び都道府県選挙管理委員会から会計責任者を通じて登録政治資金監査人に伝達する従来からの方法に加え、確認項目（仮称）に該当するもの等について、政治資金規正法第19条の35に基づき、総務省及び都道府県選挙管理委員会から当委員会が報告を受けた場合には、当委員会は当該政治資金監査報告書を作成した又は当該政治資金監査を行った登録政治資金監査人に対し、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接指導・助言を行うこととし、その具体的方法を検討することが適当である。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）>



## 4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

政治団体の政治活動を国民の不断の監視と批判の下に置く政治資金の収支の公開制度は、政治資金規正法の大きな柱となる制度であり、これまで政治資金監査制度の導入をはじめ逐次改善が図られてきたところであるが、今後も改善・充実のための不断の努力が求められており、当委員会としても、政治資金の収支の報告及び公開に関し重要と考えられる事項について、検討を行ってきた。

このうち、当委員会としての結論が得られた事項については、「収支報告書の記載方法に係る基本的な方針」等として当委員会の見解を示したほか、「政治資金監査に関するQ&A」として公表してきたところである。

今後とも、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的の実現に資するため、政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項について、以下に取りまとめたこれまでの検討状況を踏まえ、当委員会においても適切に対応していくことが適当である。

### (7) 業務制限の範囲

#### ○ 現在の取扱い

政治資金規正法及び同法施行規則により、登録政治資金監査人が、

- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者
- ・ 国会議員関係政治団体の役職員
- ・ 国会議員に係る後援会等いわゆる2号団体の場合は、当該団体が推薦し、又は支持する公職の候補者
- ・ 上記の者の配偶者

である場合には、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできないこととされている（法第19条の13第5項・施行規則第14条の2の3）。

この業務制限が設けられた趣旨については、政治資金監査マニュアルにおいて以下のように示されている。

政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部

性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。

## ○ 検討の方向性

政治資金規正法に基づく業務制限の範囲については、上記の政治資金監査制度の趣旨を踏まえ、指摘を受けた事例の状況も見極めながら、類似の他法令も参考にしつつ、検討を行っていくこととした。

## ○ 対応の方向性

主に登録政治資金監査人と政治団体の関係で指摘を受けた事例について、政党助成法の規定も参考に検討を進めた。

具体的には、政党助成法の監査と政治資金監査の業務の性格の違いも考慮しつつ、改めて政治資金監査制度の基本的性格をふりかえった上で、以下の各事例について個別に検討を行った。

- ① 登録政治資金監査人が、過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者である場合
- ② 登録政治資金監査人が、同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者である場合
- ③ 登録政治資金監査人が、国会議員の確定申告を担当している者である場合
- ④ 登録政治資金監査人が、同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者である場合
- ⑤ 登録政治資金監査人が、国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である場合
- ⑥ 登録政治資金監査人が国会議員である場合
- ⑦ 登録政治資金監査人が国会議員本人の近親者である場合
- ⑧ 登録政治資金監査人が後援会の役員の近親者である場合
- ⑨ 登録政治資金監査人が国会議員に献金をした者である場合

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、高い能力と識見を有する職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、

また、その業務は国会議員関係政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な確認である（監査証明業務である政党助成法の監査とは異なる）。

このような基本的性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、現在の業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。

その一方で、政治資金監査は、事務所費や光熱水費等の政治資金の使途に関する一連の問題を受けて、これら政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭することを目指して導入されたものであることから、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示された。

#### ①について

業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であるが、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことになる場合は、そもそも外部性が確保されているとは言い難い。このような観点から、既に政治資金監査マニュアルにおいて「適当ではない」旨規定しており、実務上も定着している。今後、制度的な対応が必要と考えられる。

#### ②について

平成21年分の収支報告より政治資金監査が開始されて、現在5回目の政治資金監査が行われているところであり、当面は状況を注視し、今後必要に応じて更なる検討を行うことが適当であると考えられる。

なお、制度改正を検討する場合、連続何年以上であれば業務制限の対象とするか（政党助成法の監査の場合は7年まで）、また、業務制限の対象とした場合に、登録政治資金監査人の地域的偏在を踏まえて人数の確保に支障が生じないかといったことについて検討する必要がある。

#### ③について

政治資金監査の外形的・定型的な性格を踏まえると、国会議員の確定申告を担当することが、必ずしも当該議員に係る政治団体との間の慣れ合いを意味するわけではないという考え方と、政党助成法の監査では業務制限の対象とされていることを考慮すべきであるという考え方で意見が分かれたところであるが、政治資金監査に対する国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点については委員の意見が一致した。

したがって、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登

録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられる。

#### ④について

同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体であっても、相互の関係のあり方は様々であり、一律に業務制限の対象とするまでの必要はないという考え方と、同一の国会議員という共通項を持っており利害関係があるとの指摘を受けかねないという考え方が示され、意見が分かれたところであるが、政治資金監査に対する国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点については委員の意見が一致した。

したがって、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられる。

#### ⑤について

政治活動の会計責任者と選挙運動の出納責任者は本来役割が異なるものであり、また、両者の関係については様々な実態があると考えられるなかで、一律に業務制限の対象とするまでの必要はないという考え方と、同一の国会議員という共通項を持っており利害関係があるとの指摘を受けかねないという考え方が示され、意見が分かれたところであるが、政治資金監査に対する国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点については委員の意見が一致した。

したがって、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられる。

#### ⑥について

政党助成法の監査では国会議員は一律に業務制限の対象とされているものの、政治資金監査においては、国会議員が自らに係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことについては既に制度上業務制限の対象とされており、それ以外については、基本的には業務制限の対象とする必要はないと考えられる。

ただし、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において国民の前に公開される場所であり、当委員会としても引き続き状況を注視していくこととする。

#### ⑦～⑨について

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、高い能力と識見を有する職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は国会議員関係政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な確認であること、さらに、政党助成法の監査でも業務制限の対象とされていないこ



とを勘案すると、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体と密接な身分関係を有するとまでは言い難いことから、基本的には業務制限の対象とする必要はないと考えられる。

ただし、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において国民の前に公開される場所であり、当委員会としても引き続き状況を注視していくこととする。

以上、政治資金監査制度の基本的性格を踏まえ、指摘を受けた事例について当委員会として各々具体的に検討を行ったが、登録政治資金監査人における慎重な判断を促すことが適当と考えられる事例については、実務上混乱を来すことのないように十分な周知を図る等、関係士業団体とも連携しつつ、当委員会として適切に対応することとしたい。

